## ② 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

 事業年度
 . . .

 又は連結
 . . .

 事業年度
 . . .

<b>柑</b>		·兼牛皮	٠				
1 平		換地  と建	価金	額を減額し、	又は積立	26	F
2		も等にの		(17)	の 価 額	27	
3		交換差	縮	譲渡直前の		28	
		金を変変	限	資		29	
6		し係たる		の帳譲渡資産等		30	
7 平		合の	計	価 ((28) + (29)		31	
8		は譲りを超え	算	圧 縮 限 ((27) - (31))	度 額 )×0.8	32	
9	平方メートル	ダる				33	
10 平			取	得	期間	34	立
11	円 	特	特	別勘定に経理	した金額	35	F
12			繰			36	
13		別   	入	(1,		37	
		勘	限	譲渡資産の(1)		38	
16 平		定	度	産 り受ける土地	処建物等の価 ぶ等しいとき	39	
17	円	を	額	譲渡に係る対帳り受ける土地	け価の額が譲 対建物等の価	40	
18			の	簿 (37)×	(36)	40	
19		設	計	額 価額の見積額 る対価の額を	質が譲渡に係 超えるとき	41	
20		け	算	繰 入 限	度 額	42	
21		た	繰			43	
22		- 18	翌 ##			44	
23		一切	期繰越			45	
24		合	額の計	当期中に益算入すべ	金の額にき 金額	46	
25			計算			47	
	1	1 平 ・・・ 2	日 マ ・・	中   中   中   中   中   中   中   中   中   中	1       平・・・ 技術をとしまで概念を支出した場合の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える対価の額を超える場合で、提渡資産等の帳簿価額が譲渡に係る対価の額を超える場合で、提び、投資である対価の額を超える場合で、提び、投資では、投資では、投資では、投資では、投資では、投資では、投資では、投資では	中	中

## 別表十三(八)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第65条の13 (認定事 業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等 の交換等の場合の課税の特例》若しくは第65条の 14 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内に ある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課 税の特例》若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用 情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等 の一部を改正する法律第17条の規定による改正前の 措置法(以下「平成23年旧措置法」といいます。) 第65条の13 (認定事業用地適正化計画の事業用地の 区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例》 若しくは第65条の14 (認定事業用地適正化計画の事 業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定 を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける 場合又は連結法人が措置法第68条の84 (認定事業用 地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交 換等の場合の課税の特例) 若しくは第68条の85 (認 定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土 地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特 例》若しくは平成23年旧措置法第68条の84 (認定事 業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等 の交換等の場合の課税の特例》若しくは第68条の 85 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内に ある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課 税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
  - また、取得期間内に措置法第65条の13第1項第2 号又は第68条の84第1項第2号の土地建物等の譲受 けをする見込みであるため特別勘定を設けたとき等 は、当期及びその特別勘定の残額がないこととなる までの各事業年度において「特別勘定を設けた場合」 の各欄その他所要の欄の記載をする必要があります。

- 2 「圧縮限度額<sub>24</sub>」、「圧縮限度額<sub>32</sub>」 ((20)-(23))×0.8 <sup>24</sup>」、「(27)-(31))×0.8 <sup>32</sup>」 及び「繰入限度額((36)-((39)、(40)又は(41)))×0.8 <sup>42</sup>」の各欄は、平成23年旧措置法第65条の13若しくは第65条の14の規定の適用を受ける場合又は平成23年旧措置法第68条の84若しくは第68条の85の規定の適用を受ける場合には、「×0.8」を消します。
- 3 この明細書は、交換又は譲渡した交換譲渡資産等 の種類ごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法 人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

- 4 「圧縮限度額の計算」の「取得資産等の価額に対応する帳簿価額(19)×(20) (20) + (21) 又は(20) (22) 23」は、①交換により土地建物等のみを取得した場合(いわゆる等価交換の場合)及び②交換により土地建物等と交換差金を取得した場合には「又は(20) を消し、③譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額と等しい場合及び④譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合には「(20) + (21) 又は」を消します。
- 5 「圧縮限度額の計算」の「譲渡資産等の帳簿価額」の「((28)+(29)) 又は((27)+(28)-(30)) 31」は、交換とともに交換差金を支出した場合には「又は((27)+(28)-(30))」を消し、譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合には「((28)+(29)) 又は」を消します。
- 6 「特別勘定に経理した金額35」には、措置法第65 条の14第3項の規定の適用を受ける場合又は同法第 68条の85第4項の規定の適用を受ける場合には、こ れらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載し ます。